

## 〔研究ノート〕

# 我が国の倒産制度の現状と課題

## —「三方良し」の視点から—

菅野 健一

### はじめに（背景と目的）

倒産に関する研究は、数多く、経営学、法学、会計学、統計学、金融工学等様々なアプローチで多くの論文が内外で発表されている。一方で「倒産」という言葉は法律上厳密に規定された用語ではなく、慣用語であり、企業の経営破綻に係わる総称として通常用いられている。近時、次の3点から倒産に関する状況が大きく変化しており、従来の枠組や関連する諸制度だけでは倒産に関わる問題を解決することが困難になってきている。

1点目は、2008年の金融危機等に対する中小企業対策として2009年に施行された中小企業金融円滑化法（以下、円滑化法と略称）とその後の金融庁による金融円滑化政策により、本来破綻してもおかしくないような抜本的な経営改善が必要な企業が5、6万社程度延命し倒産を逃れている懸念がある<sup>(1)</sup>ことである。民間信用調査会社の帝国データバンクおよび東京商工リサーチによる倒産統計<sup>(2)</sup>の数字にはこれらが含まれていないため、統計で倒産の全体像が掴めないという問題が生じている。2点目は、バブル経済崩壊後の倒産の増加、大型化に対応するために倒産法の改正や、私的整理手続が充実<sup>(3)</sup>しその殆どが債務者と金融機関の間で秘密裏に実行されるため把握が困難になっているという問題である。3点目は、休廃業・解散の扱いである。東京商工リサーチの発表によると休廃業・解散（以下、総称して「廃業」という）が近年増加傾向にあり、廃業件数が倒産件数を大きく上回る状況<sup>(4)</sup>が続いている。高齢化に伴う人口減少と歩を併せるように、企業経営者の高齢化の進行から、後継者不在等を理由に廃業するケースが増加しており、我が国の企業数が年々減少している<sup>(5)</sup>。こうしたことから、企業の市場退出に関する問題という意味では倒産より寧ろ廃業により注目する必要がでてきたといえる。

(1) 第186回国会参議院財政金融委員会会議録第9号2014年5月15日16ページ等参照。

(2) 帝国データバンクによる「全国企業倒産集計」と東京商工リサーチによる「全国企業倒産状況」が政府の各種統計等にも利用されており、現状、倒産統計のデファクト・スタンダードの地位を得ている。

(3) 南[2013]391～404ページ。

(4) 東京商工リサーチHP「2014年『休廃業・解散企業』動向調査」

[http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20150209\\_07.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20150209_07.html) (2016年1月20日アクセス)によると2014年の休廃業・解散件数は29,414件で同年の倒産件数9,731件の約2.8倍であった。尚、本調査における休廃業・解散の定義を、休廃業が「資産が負債を上回る資産超過状態での事業停止」、解散を「法人格を消滅させるために必要な清算手続に移行させるための手続」とし、同社の定義する「倒産」とは明確に区別している。本論文における休廃業・解散（総称として「廃業」という）の定義は本定義を用いることとする。

(5) 『中小企業白書』[2014]128ページによると我が国の中小企業数は、1999年の484万社から順次減り続け2012年には385万社に減少しているとある。

本論文では、上記3点の変化を踏まえた上で、我が国の倒産制度の現状と今後の課題について考察することとし、本論文の構成を、1. 企業倒産の定義に関する先行研究の整理、2. 債権者の視点からみた倒産制度の現状と課題、3. 債務者の視点からみた倒産制度の現状と課題、4. 「三方良し」<sup>(6)</sup>の視点からみた今後の課題、とする。

我が国では、起業促進の観点から最低資本金制度が廃止され実質1円の資本金で株式会社が設立できるような法改正<sup>(7)</sup>が行われ、また、所謂アベノミクスの成長戦略にも起業促進が重要項目として盛り込まれている<sup>(8)</sup>が、産業の新陳代謝を進めるためには、入口論だけではなく出口をスムーズにする事が不可欠である。倒産は利害関係者にとり一見最悪の出口に思えるが、制度設計を上手くデザインすることで、再スタート可能な出口、利害関係者の被害を最小限に抑える出口とすることができる可能性を秘めている。倒産制度の現状を解明し課題を明らかにすることで、今後の我が国経済の発展に寄与するような新たな制度設計のための考察を試みる。

## 1. 企業倒産の定義に関する先行研究の整理

### 1.1. 先行研究の調査

倒産に関する多くの研究を調査した結果、企業倒産予知の実践的なアプローチの視点から過去の先行研究を比較分析した白田 [1999] とERM (エンタープライズ・リスクマネジメント) の枠組から倒産と再生を定義した太田 [2009] の先行研究が包括性と独自性という点で優れている。また、両者の定義は視点の違いから大きな差異がある。以下、白田と太田の研究を土台に倒産の定義に関する先行研究の整理を行うこととする。

### 1.2. 白田の研究<sup>(9)</sup>

白田は、先行研究における倒産の定義を比較検討した文献が見当たらないとし、主要な国内外の先行研究が企業倒産をどのように定義しているか調査し比較を行っている。

海外の先行研究の調査比較においては、倒産事象に対する呼称として「Failure」と「Bankruptcy」があり、多くの研究者が「Failure」の中に「Bankruptcy」の概念が含まれるとしているが、その定義は一様ではないものの殆どの研究者が、債務不履行状態 (Insolvency) にあり経済的責務を履行できなくなった状態を倒産として定義していると分析している。

一方、我が国では「倒産」という用語を企業の破綻状態を包括的に表す言葉として用いており、英語の「Bankruptcy」より「Failure」に近い内容であるとしている。また、我が国

(6) 鎌倉時代から第二次世界大戦まで活躍した日本三大商人といわれる近江商人の心得で「売手良し、買手良し、世間良し」。

(7) 1990年改正の旧商法で最低資本金制度が設けられ、株式会社は資本金1000万円以上(旧商法第168条の4)が必要となった。2003年2月に新事業創出促進法が改正され、特例措置として資本金1円での株式会社や有限会社の設立が法的には可能となり、起業促進に一定の成果が出たことから、旧商法や旧有限会社法を統合して2006年5月に施行された会社法では、最低資本金制度は廃止された。

(8) 首相官邸HP「我が国再興戦略 - JAPAN is BACK - 2013年6月14日」[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf) (2016年1月20日アクセス) 参照。

(9) 白田 [1999] 7 ~ 23 ページ。

における研究では、海外における研究で用いられる債務不履行 (Default)、支払不能状態 (Insolvency)、破産 (Bankruptcy) といった直接的な表現が使われていないと指摘している。尚、太田 [1996] の定義である「経営活動の持続が何らかの原因で困難、もしくは不可能な状態」(28ページ) については倒産の基準を経営の持続に置いており類を見ない定義と批判し、廃業のケースや再生型倒産手続きとのミスマッチがあるとしており興味深い。更に、帝国データバンク、東京商工リサーチによる定義を分析し、倒産の定義として、法的倒産と直に法的処置がとられるであろう、または法的倒産がとられた状態と同様である手形の不渡りによる銀行取引停止処分や任意整理などの私的整理の場合に用いられる「事実上倒産」という概念の2つがある点を述べている。また、倒産企業の研究を実証分析的アプローチで行う場合には倒産企業の財務・決算データの収集が不可欠であり、財務・決算データを多数保有する帝国データバンク等の信用調査機関の倒産の定義に従わざるを得ないとした上で、自らの研究における倒産を、企業が経営に行き詰まり破綻した状態にあることとし、具体的な要件として資本の維持ができないことと経済的責務の履行が不可能となることの2つを満たす状態にあることと定義している。

### 1.3. 太田の研究<sup>(10)</sup>

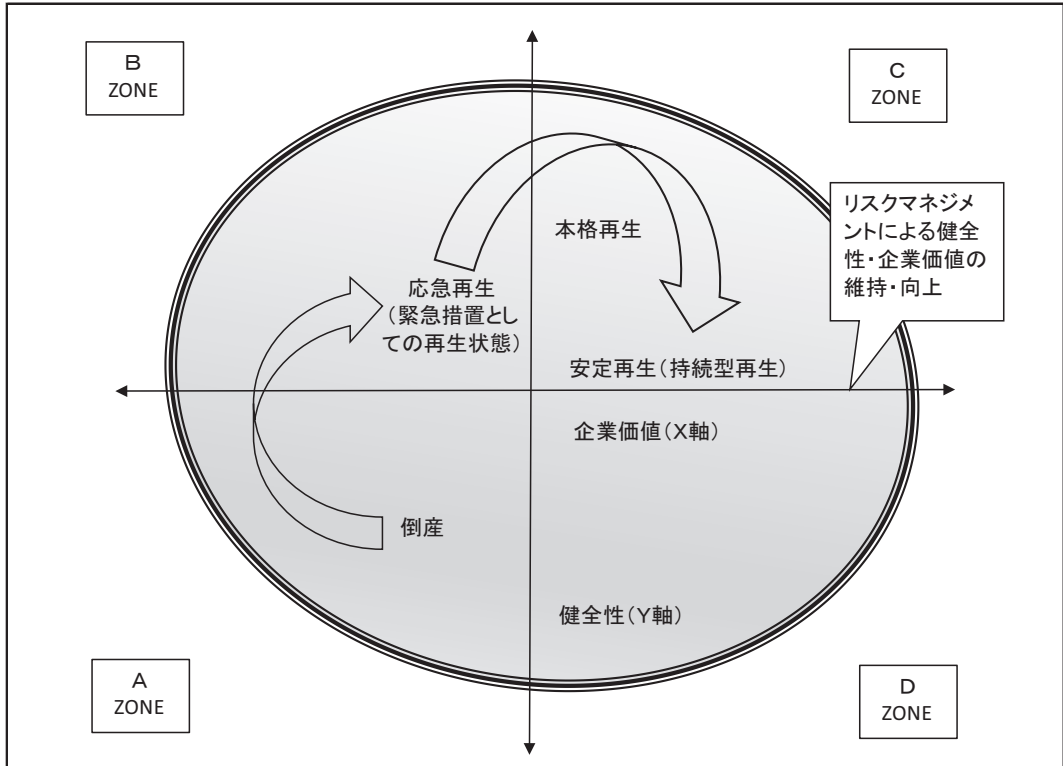
太田は、ERMをリスクのマイナス面に対応する管理活動たる「保守的リスクマネジメント」とリスクのプラス面に対応する管理活動たる「進取的リスクマネジメント」の2つを含む統合的リスクマネジメントと定義し、このERMの枠組を用いて企業にとっての最大のリスクである倒産と再生の理論構築を行っている。倒産は企業の究極的な局面を表すものであり、再生はその局面からの脱却を表すとし、倒産を、経済活動の持続が困難か不可能な状態、もしくは経営機能の崩壊状態を示すと定義している。経営機能には組織、生産・流通、金融という3つの機能の側面があり企業の経営基盤を構成しているとし、当該企業が事業機会もしくは、事業遂行に関連するリスク、特に倒産にかかわるプラス面かマイナス面のリスクに対応できなかったことにより、これら3つの機能の全てもしくは一部が機能不全となった時に倒産が生じるとしている。この倒産と再生の関係を時間軸でとらえ、(図表1)のように表現している。倒産局面(A ZONE)脱却するためには、まず財務健全性(縦軸)をマイナスの位置からプラスの位置に移行させるためのリスク対応が要求される。リスク対応が成功したとき、これを応急再生(= Emergency Turnaround = B ZONE)を果たせたという。次に応急再生が形成できれば、企業価値(横軸)を倒産前の状態まで戻すためのリスク対応が要求される。企業価値が倒産前の状態にまで戻ることができた状態を本格再生(Full-Scale Turnaround = C ZONE)と呼び、この本格再生の状態を長期にわたり維持、向上できれば、持続型再生(Sustainable Turnaround)の状態となる。

太田の倒産の定義は、上記のように企業の倒産からの再生という危機的状況におけるERM活動にフォーカスしたユニークなものであり、白田のような批判はできるが、倒産を市場退出ではなく再生の出発点として捕らえている点に独自性がある。白田の倒産に関する定義、研究が、債権者の目線から見た伝統的なものである一方、太田の定義、研究は、経営困難に陥った債務者の再生という新たな目線に立ったものであり、企業数が年々減少

---

(10) 太田 [2009] 3～32ページ。

図表1 倒産・再生のERM



(出所) 太田 [2009] 11 ページ。

し、5、6万社の倒産予備軍を抱えるといわれる現在の我が国においては時機を得た視点の研究であると評価できる。

## 2. 債権者の視点からみた倒産制度の現状と課題

### 2.1. 債権者からみた倒産

倒産という言葉は、債務不履行 (Default)、支払不能状態 (Insolvency) の状態をあらわしており、極めてネガティブな響きがある言葉である。また、「Failure」が表すとおり、経営の失敗を強くイメージさせ、我が国では倒産した経営者は人生の落伍者のような扱いを受けてしまうきらいがある。倒産という言葉、またその定義は、白田の研究の検証の際にも触れたように、伝統的には金融機関や取引債権者が債務者の経営の失敗から実損を被る場合を想定している。

総合商社で長年に亘り審査業務を行ってきた北澤は倒産には、事業活動の停止、支払不能または支払停止、債務カットの三点が必要で、特に債務カットの事実の有無が最も重要なポイントであると指摘している<sup>(11)</sup>。債権者の立場からすると一時的な債務不履行や支払

(11) 北澤 [1992] 63, 64 ページ。

不能が問題なのではなく、実際に自社の債権がカットされ損失が発生するかどうかが大事故であり、取引先が倒産したかどうかの最終的な判断の決め手になるという説である。

筆者も総合商社の審査部の一員として、また、一般企業や金融機関を中心とした法人会員企業に対し、企業の倒産格付情報を提供する会社であるリスクモンスター<sup>(12)</sup>の経営者として企業審査、与信管理の業界（倒産事例に対しては債権者の立場）に20年以上属している。倒産に様々な形態があるものの、実務の観点から最も重要視してきたことは、取引先の支払不能や事業停止に対し、自社（または情報を提供している会員企業）が経済的損失の発生を事前に回避、または最小限に防ぐことができるかという点である。通常、一般商取引の代金決済は商品納入や役務提供後一定期間後<sup>(13)</sup>に支払われるため取引先と自社の間の取引関係が継続する期間における取引先の支払能力の審査を継続し、危険な兆候が見られる場合、債権保全手段をとる。この実務を一般に「与信管理」<sup>(14)</sup>といい、金融機関でも当然に行われている。

災害被害等による突然死的な経営破綻も存在するが、通常の場合、企業の内容は徐々に悪化し、いくつかの段階を経て倒産に至るため、債権者の関心は専ら倒産に至るプロセス（図表2）にある。倒産への遭遇は債権者にとって「与信管理の失敗」ということになる。一方で、我が国の倒産法制は、債務者が経営に行き詰まり、債権者への債務を全額弁済できない場合に、債権者夫々による個別の回収行動を制限し、債権者の集団的満足の最大化を図ることが目的とされており<sup>(15)</sup>、様々な破綻事例に対応するために（図表3）のような多様な倒産メニューを揃えているが、これらメニューへの債権者の興味は、失敗の後始末たる債権回収活動の難度の違い<sup>(16)</sup>にあると言っても過言ではない。

このため、前述の白田の研究をはじめ倒産予知に関する研究はいかに倒産を事前に見抜くかという点にフォーカスしたものとなっている。尚、これらの研究は、夫々定義は多少異なるが倒産した企業の財務諸表等の分析を行い、夫々の倒産予知モデルを構築している<sup>(17)</sup>が、筆者が所属するリスクモンスターでは、東京商工リサーチが有する約260万社の企業情報データ・ベース等を利用して、倒産企業だけではなく廃業企業も含めた形で倒産確率の算出を行っている（図表4参照）。廃業データを含めた理由は、経済的な損失の有無という点である。取引先が廃業した場合、直接の貸倒れは発生しないが当該取引先との取引が消滅することにより、これまで得られていた収益を今後失うという将来的な損失を被ることとなる。企業経営上、取引先を失う痛手を無視することはできないという考えであり、太田の倒産の定義に近い考え方ともいえ、白田をはじめとした倒産予知に関する研究

(12) 2000年9月創業。東京証券取引所JASDAQ市場上場（証券番号：3768）。

(13) 我が国では手形制度の充実もあり、決済期間が諸外国に比べ非常に長く、歴史的に企業間信用が企業の資金調達手段として重要な役割を担ってきた一方で、与信金額が膨らむことから、貸倒れ被害による経営悪化や連鎖倒産等の弊害も大きく、与信管理が企業経営にとって重要な役割を占めている。

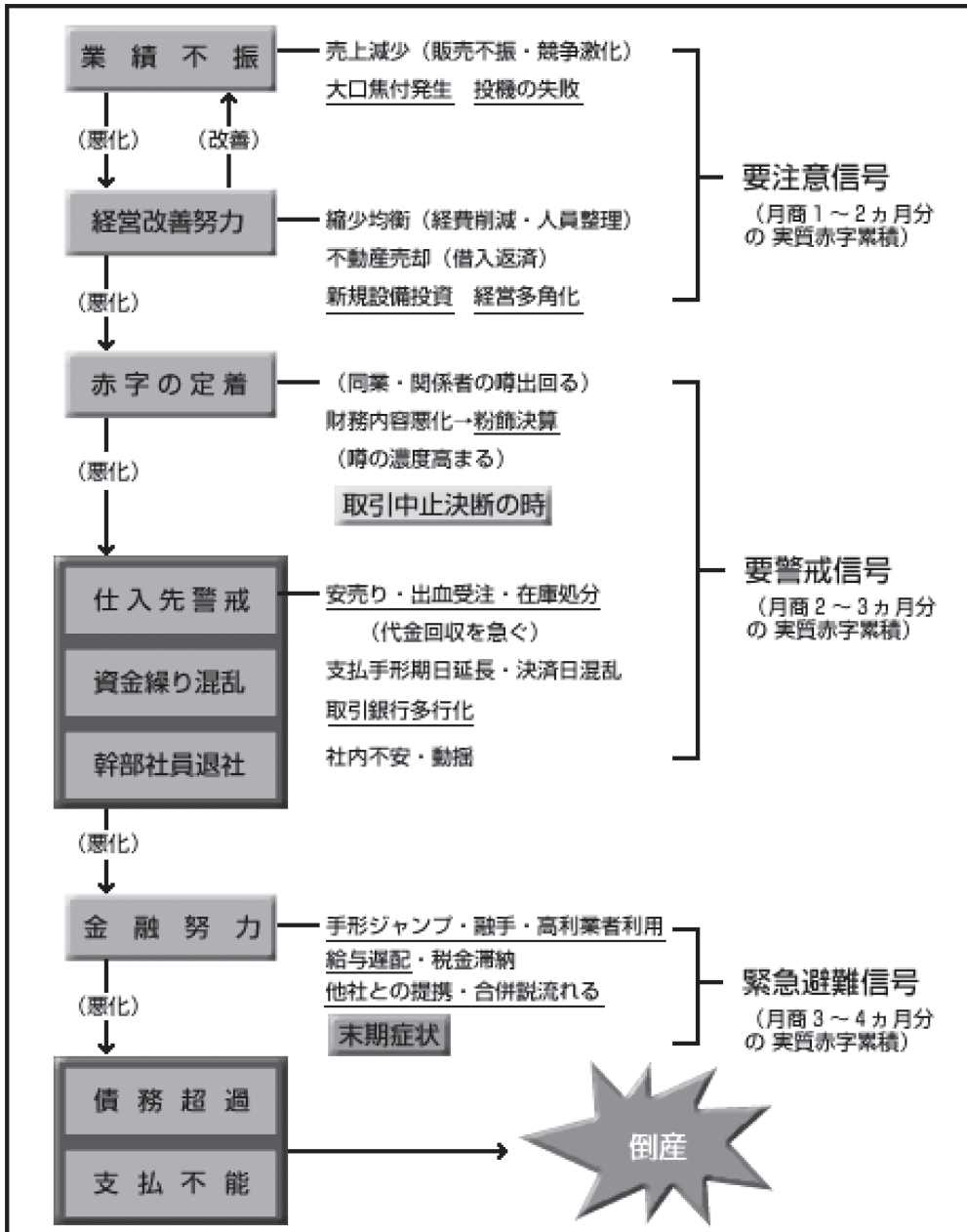
(14) 与信管理の定義については与信管理協会[2014]2～4ページ、リスクモンスター[2015]6,7ページ参照。

(15) 山本他[2015]6ページ。

(16) 取引先が倒産した場合、十分な担保を取得していない限り債権回収率はどの倒産メニューにおいても低位に留まることが常であるが、中でも破産等の法的倒産手続は債権者の権利が法律で制限されるため、債権回収が容易ではない。一方で私的倒産手続は法律に基づかない倒産手続のため、公序良俗や民法、刑法といった一般法規に違反しない範囲で債権回収活動を行うことができるといった違いがある。

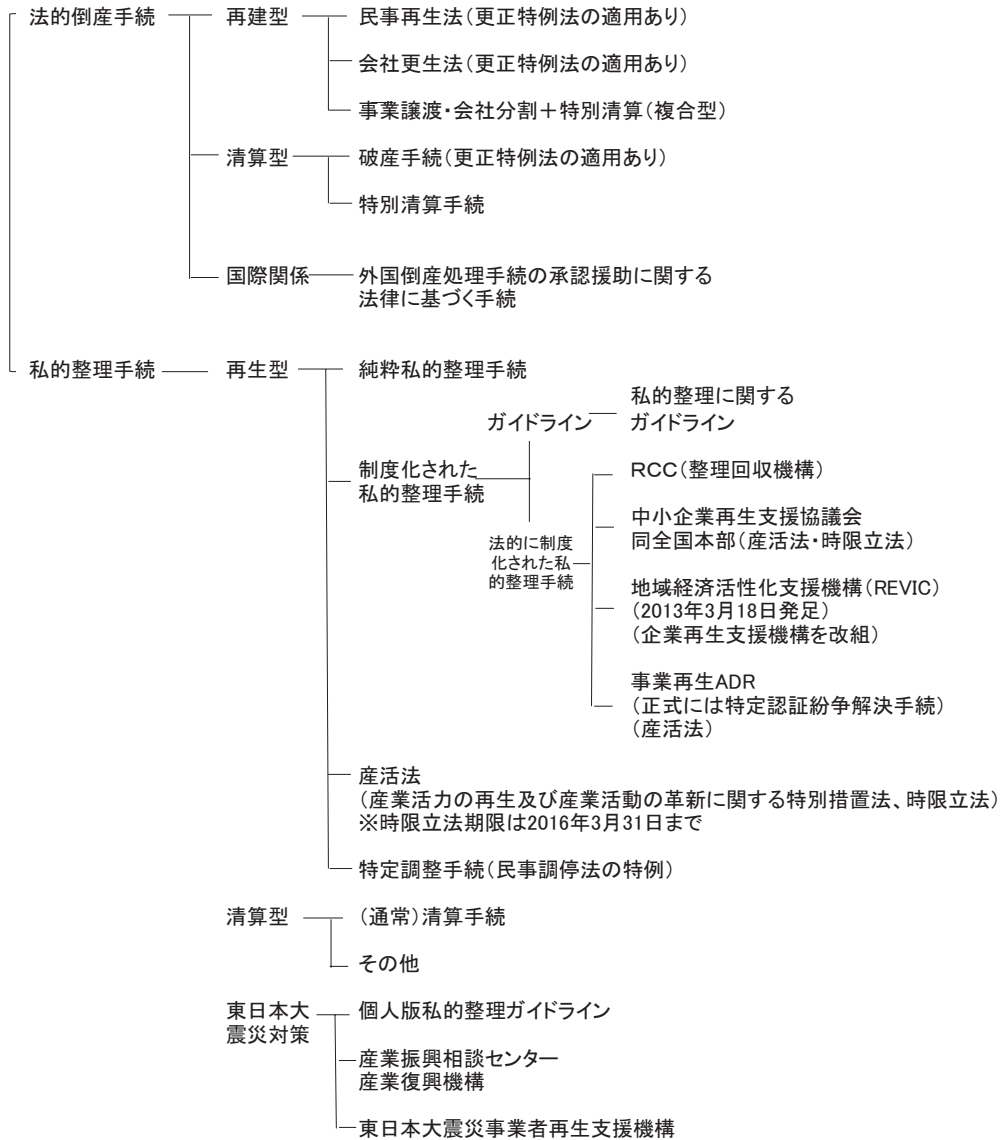
(17) 結果、分析対象企業を明確にするという観点から倒産の定義を厳密化しているともいえる。

図表2 倒産に至るプロセス



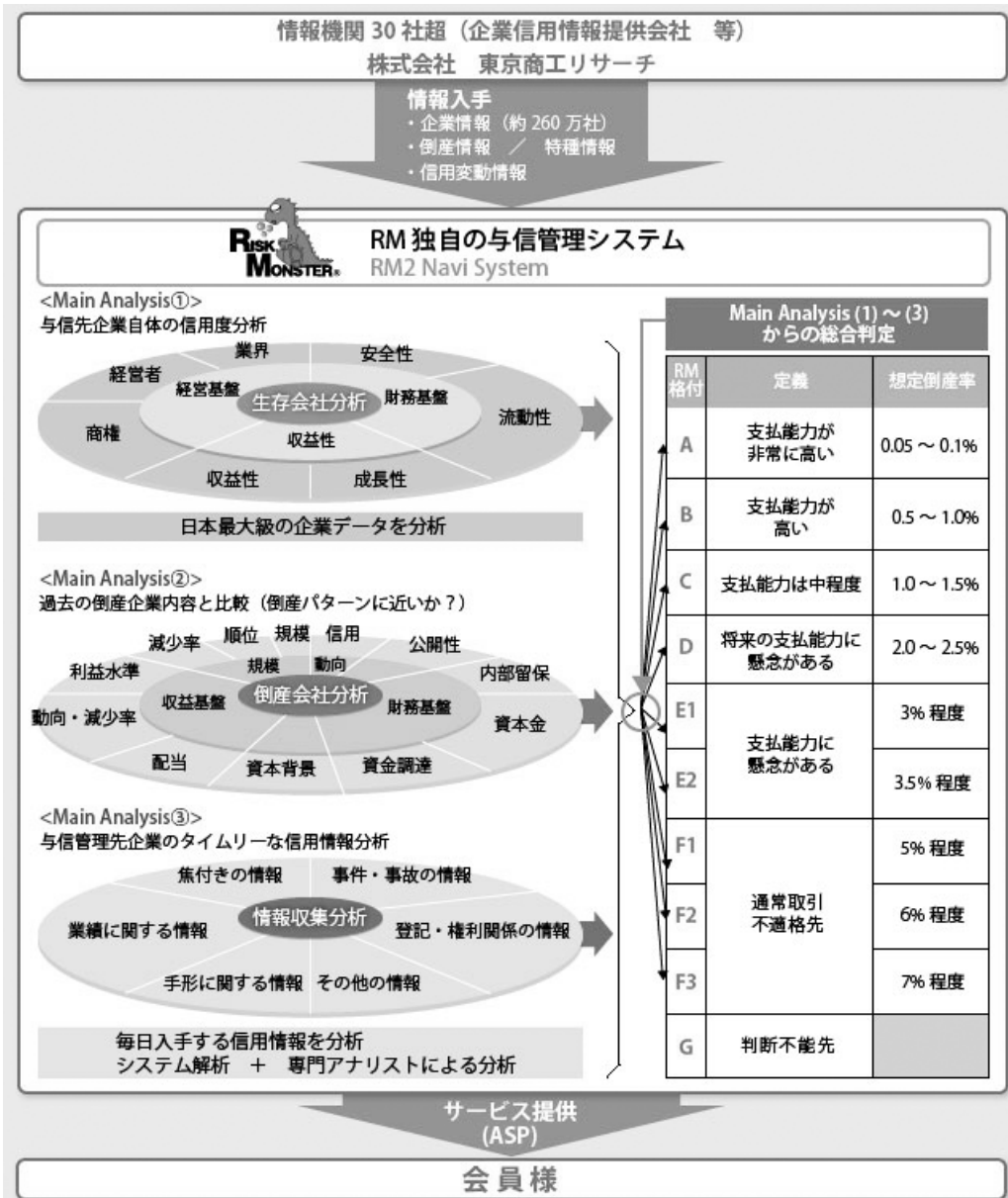
(出所) リスクモンスター [2015] 3ページ。

図表3 我が国の倒産法制



(出所) 松嶋, 横山 [2013] 89ページ。

図表4 リスクモンスターの倒産格付の概念図





のスタンスとは一線を画している。

## 2.2. 期限の利益喪失約款

与信管理の実務では「取引基本契約書」(以下、「基本契約」という)といわれるような契約を締結し、基本契約内に「期限の利益喪失約款」を盛り込むことが推奨されている<sup>(18)</sup>。債務者は支払期日まで代金を支払わなくて良いという期限の利益を有しており、承諾なくこの利益を失うことはない。民法137条に当然に期限の利益が失われる場合として、債務者が破産開始決定を受けたとき等の規定があるが、支払不能、停止をはっきりと示す現象である手形不渡りがあった場合でも、債務者の支払期限が到来していない場合は、期限の利益が確保され、債権者は債権回収行動を起せないという問題がある。債務者の支払不能・停止(または近くそのような事態に陥ると予想される緊急の場合)に債権保全・回収行動を即座にとれるように債務者の期限の利益を喪失させるための特約を盛り込むことが必要となる。期限の利益喪失条項には、法的倒産手続の申立、不渡り、支払停止、合併による消滅、事業の廃止・譲渡・変更、解散決議、契約履行を困難にする事由の発生、資産・信用・支払能力の重大な変更、詐欺・背信的行為等が規定されており、債務者の債務不履行リスクに対し、広範囲且つ時間的に前倒しで備えている。実務は先行研究の倒産の定義より時間軸的に先に且つ広い範囲をカバーしており、債権者の早い段階での債権保全・回収行動が債務者の倒産を債務者の意図よりも早期に引き起している可能性も否定できない。

尚、金融機関と債務者たる一般企業が融資等の取引を行う際にはいわゆる「銀行取引約定書」が基本契約と同様の趣旨で締結され、期限の利益喪失約款も当然に含まれている<sup>(19)</sup>。

## 2.3. 金融機関による債務者区分

債務者の経営悪化や危機時機において、資金の提供元であり、企業が日々の資金の出し入れを行う口座を管理している金融機関の判断、行動は重要であり、極論すれば、企業が経営悪化時に倒産するかどうかは金融機関が鍵を握っているといえる。1980年代から1990年代初頭にかけて金融機関が不動産業界へ過剰与信し、バブル経済崩壊とともに巨額の不良債権を抱えることとなった。その結果、我が国の金融システムが揺らぎ「失われた20年」と言われる長期にわたる経済低迷の原因を作った。この不良債権問題の解消、金融再生のために、2002年10月に「金融再生プログラム」<sup>(20)</sup>が金融庁より公表され、様々な政策が投入されてきた。その中核の仕組の一つとして、金融機関が貸出資産等の価値を自ら査定して分類し公表する「自己査定」がある。1998年の3月期決算から導入され、以後6ヵ月毎に現在まで連綿と実施されてきている<sup>(21)</sup>。自己査定は1999年7月から検査官が金融機関を検査する際の手引書として金融庁(当時は金融監督庁)が作成した「金融検査マニュアル」の

(18) 与信管理協会 [2014] 91 ~ 103 ページ, リスクモンスター [2015] 382 ~ 399 ページ参照。

(19) 1962年に銀行取引契約の合理化・明確化を目的として全国銀行協会が「銀行取引約定書ひな型」を策定し銀行界の足並みを揃えていたが、金融自由化の進展や自己責任の原則に基づく銀行界への創意工夫の要請等により2000年に「ひな型」は廃止され、以降各銀行の裁量で銀行取引約定書が夫々制定されている。

(20) 本プログラムにおいて不良債権問題解消の新しい有力手段として経営不振企業に対する事業再生支援の強化が採用された。

(21) 銀行は金融再生法と銀行法の2つの法律によって保有する不良債権等の状況を開示することが義務付けられている。

適用が開始されたことにより、金融検査マニュアルの内容を踏まえて、各金融機関が自主的に作成している「自己査定ルール」に基づき実施されている。各金融機関は図表5のとおり、自己査定で貸出先の「債務者区分」を実施し区分に応じて将来の破綻リスクを織込んだ貸倒引当金を計上する。「要管理先以下の債務者に対する貸出債権が一般に不良債権とみなされる」<sup>(22)</sup>ことから、銀行実務においても経営破綻の大分前の段階から債務者の事業再生支援を含めた様々な債権保全・回収行動が実施される。要管理債権は図表5のとおり金融機関に経済的損失が発生しているケースであり、この点が最重要視されていることが分かる。

### 3. 債務者の視点からみた倒産制度の現状と課題

#### 3.1. 法人の倒産手続の現状

我が国では、長く経営破綻した企業の倒産形態の主流は銀行取引停止処分であった<sup>(23)</sup>が、いわゆる「夜逃げ」のような事案も多く、法に基づく清算手続が行われないため債務者・債権者双方にとり、また、反社会勢力の事件への関与等もあり、社会全体としても問題があった。現在では、2000年に東京地方裁判所が始めた小額管財手続の運用が全国に広がり、2004年の破産法改正もこれを後押ししたため破産手続の簡素化と管財事件の予納金の低額

図表5 銀行の自己査定－債務者区分と引当率－

債務者区分	債務者の状況	引当率
正常先	業況が良好で財務内容にも問題がない	債権額の1%未満
要注意先	業況が低調・不安定で、財務内容にも問題がある	債権額の3－5%程度
要管理先	元本・利息の支払いが3ヵ月以上延滞している。銀行が利息の減免や融資期間の延長に応じるなど貸出条件を緩和している	(債権額－担保評価額) × 15－30%程度
破綻懸念先	破綻はしていないが経営難に陥っている	(債権額－担保評価額) × 70%程度
実質破綻先	法的・形式的には破綻していないものの、深刻な経営難に陥っていて再生の見通しもない	(債権額－担保評価額) × 100%程度
破綻先	法的整理を申し立てたり、銀行取引停止処分を受けたいして法的・形式的に破綻	

(出所) 加藤 [2013] 12ページ。

(22) 加藤 [2013] 11ページ。

(23) 園尾 [2015a] は、我が国には江戸時代前期に慣習として定着した「分散」という村役人の管財による債務者財産の債権者への分配と債務の免責を柱とする自己破産の仕組が深く根付いていたため、債務者への制裁が厳しいドイツ、フランスを範として制定された明治・大正破産法が国民に受入れられず形骸化し、債権者の防衛手段として導入された銀行取引停止処分による市場退出の制裁が長く主流であったとしている (65～69ページ)。

化<sup>(24)</sup>が実現し、債務者にメリットが生じただけでなく、債権者にも放置債権の処理や税務上の損金処理が容易に行える等のメリットが生じ両者が賛成できる手続となったことに加えて、管財人選任件数の増加により弁護士に需要が発生し東京地裁にて管財人を希望する弁護士の増加に対し破産申立件数の多い弁護士に優先的に破産管財人に任命するという方針をとった<sup>(25)</sup>ことにより、倒産手続として破産の利用件数が8割以上を占めるという劇的な変化が生じた(図表6参照)。実務的な制度変更を行うことにより、債権者・債務者・社会全体の「三方よし」を創出した好例であり、今後の倒産制度を検討する上で参考となる。

尚、図表6の東京商工リサーチの統計は、債権者の視点からの統計であり債務不履行の有無、債権カット等債権者が経済的に損害を受けるかどうかという観点で編纂されている。

図表6 企業倒産件数と破産件数の推移

(年度)	私的倒産手続			法的倒産手続			倒産件数 合計
	銀行取引 停止処分	構成比	その他 (内整理等)	破産	構成比	その他 法的倒産 手続	
2000	13,631	72.6%	978	3,185	17.0%	993	18,787
2001	12,687	64.8%	1,202	4,460	22.8%	1,216	19,565
2002	10,705	57.6%	1,276	5,437	29.3%	1,169	18,587
2003	7,865	50.9%	1,060	5,457	35.3%	1,084	15,466
2004	6,065	46.0%	979	5,342	40.5%	800	13,186
2005	4,804	36.5%	724	6,677	50.7%	965	13,170
2006	4,825	36.2%	325	7,313	54.8%	874	13,337
2007	4,699	32.7%	378	8,353	58.1%	936	14,366
2008	4,748	29.4%	411	9,738	60.3%	1,249	16,146
2009	3,396	23.1%	315	9,964	67.6%	1,057	14,732
2010	2,445	18.7%	239	9,507	72.8%	874	13,065
2011	2,115	16.6%	226	9,588	75.5%	778	12,707
2012	1,849	15.8%	174	9,038	77.1%	658	11,719
2013	1,365	13.0%	133	8,440	80.1%	598	10,536
2014	1,131	11.9%	108	7,717	80.9%	587	9,543

(注) その他法的倒産手続は会社更生、民事再生、特別清算の3つの法的倒産手続の合計値。

(出所) 東京商工リサーチ「倒産月報」を基に筆者作成。

(24) 裁判所の判断で管財事件と判断された場合に破産管財人として任命される弁護士の報酬等の財源として破産申立時に申立人が一定の金額を予納金として支払わなければならない、負債総額に応じて基準が決まっている。小額管財手続は財団収集業務がない、短期間での手続終了が見込まれる等の小規模案件を最低20万円の子納金で申立てできる制度であり、東京地裁民事20部に係属する破産事件の95%が小額管財手続によって処理されている。東京弁護士会法友会、債務整理・企業再生研究会 [2012] 34, 44, 49ページ参照。

(25) 園尾 [2015b] 60, 61ページ。

る。債務者の視点にたてば、再建型の法的倒産手続である会社更生・民事再生を統計に入れるのであれば、私的倒産手続の統計に再建型の私的整理手続の件数を集計しカウントするか、再建型の手続をそもそも倒産統計から除外する等の変更が必要と思われる。事業を継続し再建を目指している企業群を清算し市場から退出していく企業群と同じ統計で管理することに違和感がある。各方面の関係者の日夜の努力にも係わらず我が国で事業再生が苦戦しているのは、倒産法制の立付や影響力のある統計により事業再生が清算のイメージの強い倒産の枠組の中の一つとして組み込まれてしまっていることも一因と言える<sup>(26)</sup>。

### 3.2. 債務者への制裁の観点から見た破産法の国際比較

倒産法の基本であり、各倒産形態の最後の受け皿でもある破産法を債務者への制裁という観点から欧州主要国およびアメリカと比較する。

フランスやドイツでは18世紀以来、会社の取締役役に破産申立義務を課し過怠破産に対しても刑事罰に準じた個人破産による制裁や懲役刑等の重い制裁を与えている。イギリス、アメリカにおいても刑法や特別法によるペナルティを強いている。一方で我が国では歴史的な背景から破産法の改正の度に破産申立義務が緩和され、2004年に破産法の全面改正を実施したが破産申立義務の規定は存在せず、過怠破産も処罰の対象から外された。我が国では倒産犯罪は倒産法に規定されているが、欧州主要国およびアメリカにおいては破産者に対する刑罰は原則として刑法に規定されており破産者に刑罰を課すことが破産法制の重要な内容となっている。我が国の倒産債務者に対する制裁は他の先進諸国に比べ緩いものとなっており、図表7の日仏独の倒産犯罪件数比較が示すとおり悪質な詐欺破産行為がない限り破産者は処罰されいという特徴がある。また、破産者や破産会社の取締役に対しての資格剥奪や事業関与の禁止のペナルティについても米英仏独各国は厳しく、我が国では破産法改正の度に緩和され、現行破産法では弁護士・公認会計士・司法書士などの資格剥

図表7 日仏独の倒産犯罪件数の比較

年	日本		フランス	ドイツ	
	破産法違反	和議・再生法違反	倒産犯罪	倒産犯罪	倒産申立遅延
1995	4	0	1,457	—	—
1996	7	0	1,432	778	3,951
1997	3	0	1,525	969	5,007
1998	3	0	1,578	1,179	5,873
1999	7	0	1,577	1,147	5,993
2000	14	0	1,576	1,105	6,361

(注) 件数は有罪件数。ただし、ドイツの倒産申立遅延件数は認知件数。

(出所) 園尾 [2015a] 72 ページ。

(26) 松嶋・横山 [2013] 22 ページにはマスコミが民事再生や会社更生事件の記事でかつては「事実上倒産」という文言を使っていたが、再建にマイナスとの批判を他方面から受け、現在は「倒産」という表現を使わずに報道しているとの記載がある。

奪のみが残っているだけとなっている。総じて、2004年に全面改正された現行破産法は債務者の再生を重視したものであり、国際比較でみても債務者に極めてリーズナブルな内容となっており、前述のとおり小額管財手続等の実務的改善策と併せて明治以降の「破産アレギー」の改善に寄与している<sup>(27)</sup>。

### 3.3. 国による債務者（債権者）への過剰支援

冒頭で述べたとおり、リーマンショック後の中小企業の資金繰り対策として2009年12月に実施された円滑化法は2度にわたる延長の末2013年3月に終了したが、同法に伴って導入された金融検査マニュアルの「金融円滑化編」は今でも存続しており、貸付条件の変更も引続き行われている<sup>(28)</sup>ことから、事実上同法は存続している状況にある。図表6の倒産件数の推移が示すとおり同法が危機時期における緊急対策として効果があったことは間違いないが、5、6万社程度の倒産予備軍を抱える結果となり、これら企業にどう対応していくのかという難しい宿題が残った。政府はこの5、6万社への対策として、3万社を金融機関によるコンサルティング機能での対応、1万社を各都道府県に設置された公的機関である中小企業再生支援協議会<sup>(29)</sup>での対応、残り2万社に対しては、2012年度補正予算で「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（通称：実抜計画）」作成支援に405億円の巨額の予算を計上してスタートした税理士等のスペシャリストからなる経営革新等支援機関（認定支援機関ともいい2015年12月2日時点で全国に24,578機関がある）<sup>(30)</sup>での対応で賄うとしているが、主に顧問税理士が認定支援機関として再建に係わることの実効性の問題<sup>(31)</sup>や、条件変更の繰り返しによる経営者のモラルハザードの問題、貸し手である金融機関のモラルハザードの問題により思うように処理が進んでいないという指摘がある<sup>(32)</sup>。

貸し手のモラルハザードの問題は、前述した金融検査マニュアルの改訂の問題である。即ち、図表5のとおり貸出条件の緩和先はその状況に応じて非保全債権の15～30%を引当金計上による間接償却をしなければならないが、金融検査マニュアルの緩和と円滑化法の実施により「実抜計画」があるまたは策定できる見込みがあれば要管理先に分類しなくてよくなった。結果、銀行の自己査定において要注意先から要管理先を除いた先である「その他要注意先」が急増し、預金取扱金融機関の同債務区分に対する債権額は2007年3月末の50.8兆円から2012年3月末には63.2兆円に跳ね上がり不良債権予備軍が大量に積みあがってしまった<sup>(33)</sup>。バブル経済崩壊による不良債権問題解消のために講じられた自己査定の仕組が骨抜きになるリスクを抱えたともいえる。

大規模災害発生時のような緊急時の政府による債務者支援は必要不可欠であるが、長く円滑化法のような緩和政策を続けていると、経営困難に陥っている債務者の再生可能性は時間の経過とともに薄れ、後に債権者にも多額の貸倒れ負担として帰ってくることにな

(27) 園尾 [2015a] 69～76ページ。

(28) 金融庁HP <<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150625-1.html>> (2016年1月14日アクセス) 参照。

(29) 中小企業庁・金融庁 [2015] 参照。

(30) 中小企業庁HP <<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>> (2016年1月14日アクセス)

(31) 村山 [2014] 39, 40ページ。

(32) 松嶋 [2014] 10, 11ページ。

(33) 加藤 [2013] 13～18ページ。

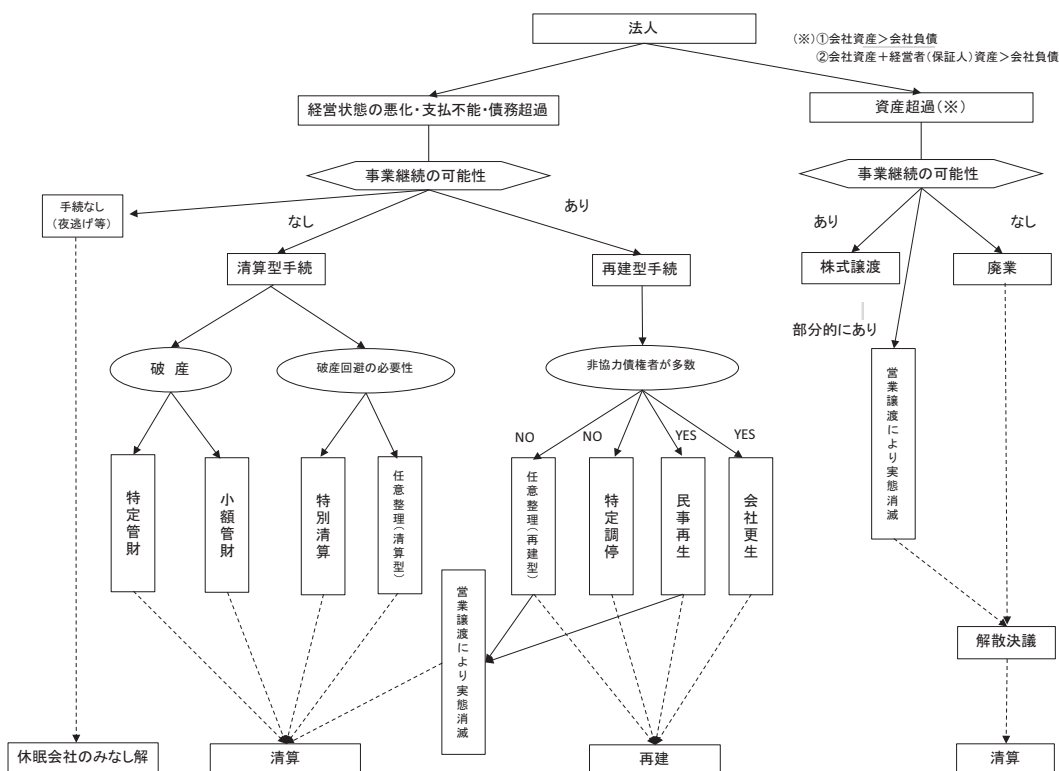
り、両者にとって好ましくない。また、金融機関の不良債権問題の再発は社会全体にとってもあってはならない悪夢である。本業不振の企業の再建は容易ではなく、大企業に比べ経営資源の限られる中小企業においてはより困難を極める。貸出条件の繰返しを内容とするような実効性の薄い実抜計画の策定支援に405億円もの予算をつけるのであれば、再生困難な債務者の早期市場退出を進め、その痛みを軽くする施策に予算を振り向けることが本筋といえる。

尚、円滑化法と同類の債務者および債権者（金融機関）への過剰と思われる政府支援として、欧米主要国の規模を遥かに超える10兆円超という巨額の予算で運営されている信用保証制度があり、同制度を縮小して廃業支援金制度を創出するべきという提言が経済界から提出されており<sup>(34)</sup>、本制度についても今後の研究テーマの一つとしたい。

### 3.4. 法人の倒産手続の選択肢

図表8のとおり多くの選択肢が用意されているが、大きな分岐点は、倒産手続か廃業かを分ける債務者の財務内容が債務超過か資産超過かという点と、清算か再建・事業継続かを分ける事業継続の可能性の有無という点の2点である。事業継続の可能性には様々な要

図表8 法人の倒産・廃業選択肢チャート



(出所) 東京弁護士会法友会全期会、債務整理・企業再生研究会編 [2012] 4ページ等を基に筆者作成。

(34) 経済同友会 [2015] 6～10ページ。

素<sup>(35)</sup>があるが、会社や事業を清算した場合よりも全体または一部を継続した方が債権者、従業員、または株主（主に廃業の場合）といった利害関係者のメリットが大きいか否かといういわゆる「清算価値保障原則」といわれる経済合理性の有無が焦点となる<sup>(36)</sup>。特に倒産手続の場合、前述のとおり債権者の最大の関心事は債権の毀損の有無や大小であるため、事業継続・再建の場合、これらの観点から大口仕入先や金融機関等の債権者を納得させる合理的な計画を示し、事業継続後の仕入れ面や資金面での支援を取り付けることができるかどうか重要となる。

2000年に米国の連邦倒産法第11条を範にDIP型<sup>(37)</sup>の法的再建手続である民事再生法の施行を皮切りに、私的整理ガイドラインや企業再生ADR等の制度化された再生手続が複数導入され、事業再生手続は図表3のとおり充実してきている。事業再生手続に関する直近の課題は、欧米先進国や韓国をはじめとしたアジア各国においても既に導入されている多数決による私的整理手続の整備であり、商事法務研究会の主催で「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」が開催され2015年3月に具体的な多数決制度案を盛り込んだ報告書が提出されており、今後の動向に注目したい。

### 3.5. 個人の倒産手続の選択肢

我が国は個人事業者が多く国内企業数総数3,863,530社の内、個人事業者が2,175,262と過半数を占めている<sup>(38)</sup>。また、大多数の法人の経営者は金融機関等の債権者に対し連帯保証を行っており、法人が破綻した場合は経営者個人も同時に破産等の倒産手続を取るケースが殆どであり、法人倒産の意思決定に多大な影響を与えているため、個人の倒産手続についても検討する必要がある。

個人の倒産の場合は、債務者に経済生活の再建の機会を与える必要があることから、代表的な倒産手続である破産手続をはじめその中心的な機能は免責手続にある（図表9参照）。個人破産の場合は、破産者に殆ど所有財産がなく手続開始と同時に廃止となる「同時廃止」となるケースが大半を占め、免責不許可となるケースも殆ど無い。免責とは破産者が返済できずに残った債務を帳消しにすることであり、従業員への未払給与や税金・年金等の非免責債務は一部あるが、免責の確定により債務者の再スタートが担保されることとなる。また、法人破産の場合は法人の財産は全てが破産財団となり管財人の管理下で換価処分されることとなるが、個人の場合は生活維持のために処分されない財産（自由財産）として99万円以下の現金や生活必需品等の差押禁止財産、破産手続開始決定後に取得した財産が認められており、更にこの他の財産でも裁判所の裁量で自由財産として扱うことが認められている。我が国の破産法は総じて個人破産者にとってリーズナブルな内容になっているといえる。

次に廃業について検討する。廃業は経営者の個人資産を含めて資産超過の状況にある企業による債権者等の利害関係者に損害を与えずに市場から退出する選択肢である。事業規

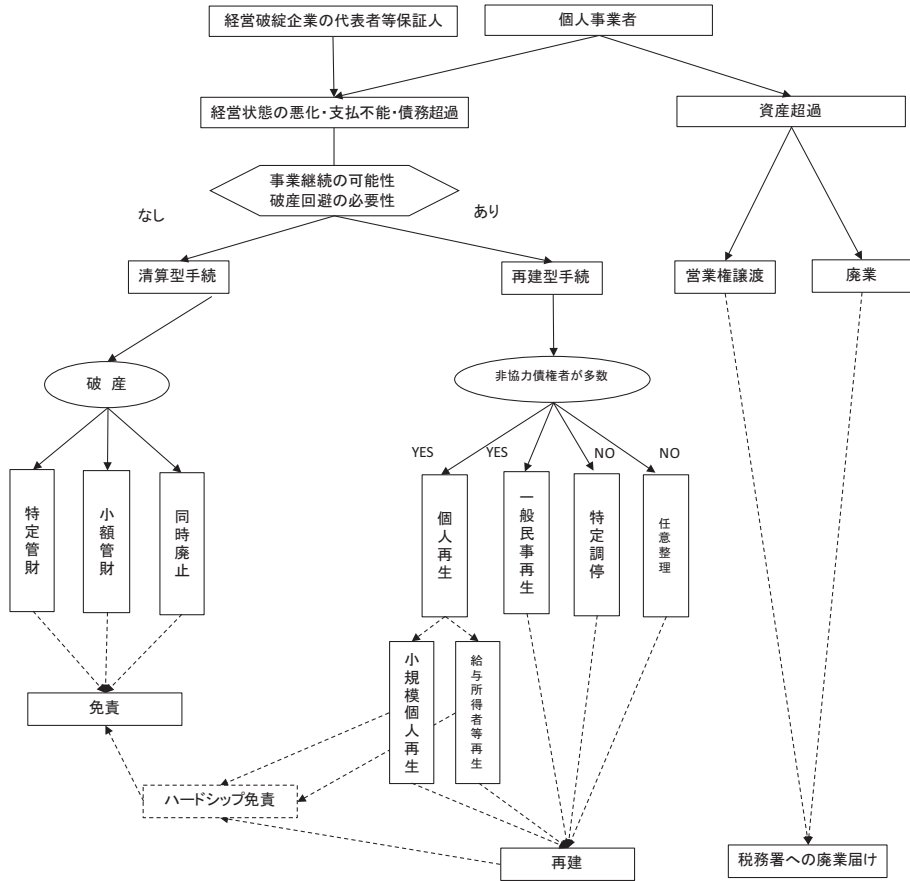
(35) 太田[2009]は、企業の再生可能性を判断する視点として、組織、生産・流通、金融という3つの経営基本機能の回復が可能であるかどうかという点を検討する必要があると指摘している（34～36ページ）。

(36) 松嶋・横山[2013] 82、83ページ。

(37) 「Debtor in Possession」の略語。倒産手続開始後も債務者の経営陣が事業経営権・管理処分権を失わず手続を遂行する倒産処理手続の形態。

(38) 『中小企業白書』[2015] 567、568ページ。

図表9 個人の倒産選択肢チャート



(出所) 東京弁護士会法友全期会, 債務整理・企業再生研究会編 [2012] 5ページ等を基に筆者作成

模が相対的に小さい個人事業主に多い形態であり、経営者の年齢と相関が高い。『中小企業白書』[2014] 276～282ページによると、廃業した企業の組織形態として87.8%が個人事業者であり廃業者の86.3%が60歳以上とあり、廃業の可能性を感じたきっかけとしては、経営者の高齢化・健康の問題が38.1%で1位、売上の減少が28.1%と続く、また44.1%の企業が経常黒字で廃業しているとある。人口分布と同様に経営者のボリュームゾーンが団塊の世代にあり、団塊ジュニア世代への継承が進んでいないことから経営者の平均年齢は年々上昇しており<sup>(39)</sup>、今後、団塊の世代が70歳代を迎えるが、多くの高齢経営者が事業承継の準備に着手していない状況が伺える<sup>(40)</sup>ことから、円滑な廃業の促進を含めた市場退出の仕組（経営者の円滑な引退の仕組）を早期に構築する必要がある。

(39) 東京商工リサーチ HP [https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20141002\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20141002_01.html) (2016年1月15日アクセス)によると、2014年の社長の平均年齢は60.6歳であり前年比0.2歳上昇した。

(40) 『中小企業白書』[2014] 251ページは、事業承継の準備に着手していない企業経営者の割合が、60歳代で約8割、70歳代で約6割、80歳代でも5割あると報告している。



## 4. 「三方良し」の視点からみた今後の課題

### 4.1. 新陳代謝の促進と倒産制度

市場経済において、事業環境の変化や競争条件の悪化、自己の経済的または健康問題等の非経済的要因等により、一定数の企業の市場退出が生じることはある意味当然であり、経営効率の落ちた企業が退出することで企業・産業の新陳代謝が進むことは社会全体で望ましいことと言える。我が国では新陳代謝がスムーズにいかず、生産性の低い企業の退出が進まないため過当競争に陥っており、中小企業を中心に諸外国に比べ総じて収益性が低く経済成長を阻害している要因の一つとなっているという指摘が各方面からある<sup>(41)</sup>。廃業を含めた倒産制度の改善は、今後の我が国経済の発展のために重要な意味を持っているといえる。本稿によって明らかになった改善の糸口を基に今後の課題をまとめ、各項目について研究を進めることで、我が国固有の事情にあった市場退出の仕組の提言を早期にまとめる所存である。

### 4.2. 「三方良し」を実現するための早期決断の重要性

本稿によって我が国の倒産制度は、債権者・債務者・政府が夫々近視眼的なアプローチで調和せず、経営悪化企業の事業再生、実質経営破綻企業のスムーズな市場退出による経営者個人の再生や産業の新陳代謝の促進といった債権者・債務者・社会全体の「三方良し」となっていないことが明らかになった。倒産法制は他国に類をみない債務者の再生に配慮した内容が整備されているが、債権者の強固な姿勢との調整が上手くいっておらず、政府も市場退出か事業再生かといったシビアナ最終決断の先延ばしをアシストするような政策を連発して、債権者・債務者双方へのモラルハザードを誘発している。一時の延命政策は将来の不良債権問題の再燃という多大な国民負担を引き起こしかねない。バブル経済崩壊後、我が国を代表するような企業が経営不振に陥るケースが散見され<sup>(42)</sup>、倒産の枠組が多数利用されてきた。我が国の大多数を占める中小企業にとっても、延命ではなく、債務者に抜本的な決断を早期にしてもらおう仕組を構築することが、中・長期での債権者・債務者・社会全体の「三方良し」を実現することになると確信する。

### 4.3. 早期決断を促すための横断的パッケージの必要性

早期決断を促すために、独・仏のように破産申立義務の制度を導入することは、先述のとおり歴史的背景から簡単ではなく、経営者の高齢化問題に直面していることから時間がなく現実的でない。以下のような横断的な政策パッケージでの対応が必要といえ、今後の研究課題としたい。

#### ① 倒産の定義等の改善

倒産というネガティブな言葉を改め、清算型の倒産手続を「市場退出手続」、再生型の倒産手続を「事業再生手続」と改め、債権者・債務者双方の「倒産アレルギー」を解消するとともに、「市場退出手続」には廃業を加え、「事業再生手続」には私的再生手続を網羅し、個人事業と法人とは別の統計にする等の統計の整備を行う。

(41) 木下 [2012]、経済同友会 [2014] [2015]、徳田 [2010]、松岡 [2015] 等。

(42) 2000年度から2014年度の15年間で上場企業が176社倒産している。

## ② 債権者の意識改革，事業再生を考慮した与信管理の仕組の構築

債務者の経営危機時における債権者の過剰な債権保全行動により，債務者が事業再生の機会を失い，結果として破産等による市場退出を選択せざるを得ないケースを避けるために，与信管理の仕組に「清算価値保障原則」が活かせるような諸々の改善を行う。具体的には，銀行の自己査定「要注意先」「要管理先」の区分を見直し，早期事業再生と円滑化法による問題企業5, 6万社への対応も含めた早期市場退出による再チャレンジが行いやすいようなものに改めるとともに，先述した私的再生手続における多数決制度の制度化を早期に進める。

## ③ 債務者のモラルハザードの抑制（中小企業のガバナンスの向上）

上記②の債権者の理解を得るためには，債務者，特に「所有と経営の分離」がないオーナー企業，同族企業のガバナンスの向上が不可欠であり，正確な決算情報の作成と債権者への情報提供がその土台となる。会社法442条は株主だけでなく債権者への決算書の閲覧権を規定しているが，一般取引債権者に対し，決算書を開示している企業は稀である。また，会社法440条は貸借対照表（大企業は損益計算書も）を公告することが義務づけられており罰則も規定されているが，殆ど遵守されておらず違反の取締りもないことから形骸化しており，改善を要する。また，中小企業の決算書の信頼度は低く，税負担軽減のための利益隠しや債権者からの与信確保のために利益水増し等の粉飾決算が常態化しているという指摘が多くある<sup>(43)</sup>が，非公開企業の場合，粉飾決算についての会社や株主に対する刑事責任（会社法960条，963条，964条）はあるもの債権者等第三者に対する責任としては，民事責任（会社法429条）があるのみで不十分といえ改善を要する。更に，自己資金の少ない企業程，市場退出の確率が高いという研究結果も報告されている<sup>(44)</sup>ことから起業促進策として実施された最低資本金制度の撤廃等の関連諸規定を見直すことも検討すべきである。安易な起業促進は市場退出予備軍を増やす可能性があり，債権者の不信感を募らせる懸念だけである。会社法改正以降の小資本金で起業した会社の実態調査等による検証が必要である。尚，債務者が早期に事業再生や市場退出を決断できない理由には様々なものがある<sup>(45)</sup>が，個人保証の問題が一番重く，この問題を解決すべく，法人と経営者の関係の明確な区分・分離や正確な財務諸表の提出等のガバナンスの整備を条件とした無保証融資の促進や，早期事業再生決断による保証履行時に「清算価値保障原則」に基づく債権者の回収可能額上昇分を考慮して破産法の「自由財産」にプラスして残存資産として認める<sup>(46)</sup>等の施策である「経営者保証ガイドライン」が2013年12月に公表され，運用が開始されている。「三方よし」になる可能性のある政策であり今後検証していきたい<sup>(47)</sup>。

## ④ 債務者過剰優遇の政策の改善

前述の「金融円滑化法」関連の諸施策および「信用保証制度」については，中・長期の「

(43) 櫻庭 [2015] 35, 36ページは，中小企業の決算書は通常税法ベースで作成されており会社法違反の「意図しない粉飾決算」が状態化していると指摘している。

(44) 樋口他 [2007] 46～49ページ。

(45) 久保田 [2015] 29ページ。

(46) 森 [2014] 16, 17ページには，同ガイドラインの利用により自宅や800万円を越える財産を残した事例が報告されている。

(47) 小野他 [2008] 28～33ページは，米国で再チャレンジが多い要因の一つとして自宅等の差押禁止財産の範囲が広いことを指摘している。

三方良し」の視点から見直しが必要である。税制にも問題がある。我が国の欠損法人の割合はバブル経済崩壊以降急上昇し、直近は70%を超える水準で推移している。欧米先進国、韓国は概ね50%前後であり突出している<sup>(48)</sup>。要因は様々であると思われるが、前述のとおり慢性的な赤字の会社は事業継続性が無い会社といえ、早期の市場退出が中・長期的な視点での「三方良し」につながると思われ、この状況を他国並みの水準に落すような外形標準課税の強化等の税制の変更も含めた横断的な対応の検討が必要と思われる。

## むすび

我が国の倒産の現状と課題につき、先行研究、債権者の視点、債務者の視点から検討を行ってきた結果、現在の倒産に関する諸制度が産業の新陳代謝の促進による経済活動の発展、活性化という社会全体の利益につながるようにデザインされていないということが明確になった。我が国では他国に勝る債務者優遇の倒産法を筆頭とした諸制度、諸政府支援策が投入されているが、その反射として債権者が与信管理を強化し、債務者が抜本的な再生・市場退出といった決断を早期にできずに機会を失うという負の循環に陥っている。

安倍首相の2015年通常国会における所信表明演説において、アベノミクスの成果として大手信用調査会社の倒産統計による倒産件数の減少が強調されている<sup>(49)</sup>が、問題の本質を捉えているのか疑問を感じざるを得ない。経済のグローバル化やIT技術、AI（人工知能）の発展により、企業の栄枯盛衰のサイクルは今後益々早まることが予想される。我が国に必要なことは、起業のハードルを下げ、企業の粗製乱造のリスクを背負うことではなく、長きにわたり染み付いている「倒産」のネガティブなイメージを払拭し、スムーズな事業再生・市場退出による再チャレンジを可能とする新たな仕組みを構築することである。人口高齢化に伴い経営者の高齢化が急ピッチで進んでいるため時間がなく、倒産法制の改正等に留まらない横断的な政策パッケージの速やかな検討、投入が必要である。

## 参考文献

- 1 江頭憲次郎, 中村直人 [2012]『論点体系 会社法4 株式会社IV, 持分会社』第一法規。
- 2 太田三郎 [1996]『企業倒産の研究』同文館。
- 3 太田三郎 [2009]『倒産・再生のリスクマネジメント』同文館。
- 4 小野有人, 西川珠子, 前川亜由美 [2008]「米国における活発な再チャレンジは資金調達環境が原因か」『みずほ総研論集』2008年Ⅲ号, 8月。
- 5 加藤峰弘 [2013]『事業再生と銀行－経済学的接近と法制度概説』昭和堂。
- 6 北澤正敏 [1992]『取引先倒産と与信管理 (増強版第3刷)』商事法務。
- 7 久保田博三 [2015]「円滑な廃業のための支援と外部機関の活用⑥廃業支援に携わる外部専門家の現場から」『銀行法務21』第792号, 10月。
- 8 木下信行 [2012]「我が国企業の低収益性等の制度的背景について」『IMES Discussion

(48) 経済同友会 [2015] 2, 3ページ。

(49) 首相官邸「第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement2/20150212siseihousin.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html) (2016年1月20日アクセス)

Paper Series 2012-J-12], 12月。

- 9 経済同友会 [2014]「新陳代謝を促進するスマート・レギュレーションで生産性を飛躍させよ」, 5月。
- 10 経済同友会 [2015]「金融・資本市場からの規律による産業構造の改革を目指して」, 3月。
- 11 櫻庭周平 [2015]「中小企業における会計参与の役割」『事業再生と債権管理』第29巻1号, 4月
- 12 商事法務研究会 (2015)「事業再生に関する紛争解決手続きの更なる円滑化に関する検討会報告書」, 3月
- 13 白田佳子 [2000]『企業倒産予知情報の形成』中央経済社。
- 14 園尾隆司 [2015a]「破産者への制裁の歴史と倒産法制の将来」『民事訴訟雑誌』第61号, 3月。
- 15 園尾隆司 [2015b]「事業再生と倒産法制－債務者の破産申立義務をめぐって」『事業再生と債権管理』第148号, 4月。
- 16 『中小企業白書』[2014, 2015]。
- 17 中小企業庁・金融庁 [2015]「中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成27年度第2四半期～」。
- 18 東京弁護士会法友全期会, 債務整理・企業再生研究会 [2012]『倒産手続選択ハンドブック(改訂版)』ぎょうせい。
- 19 徳田秀信 [2010]「我が国中小企業の収益性と競争力～主要国との国際比較に基づく実証分析と政策課題の検討～」『みずほ総研論集』2010年Ⅳ号, 12月。
- 20 樋口美雄, 村上義昭, 鈴木正明, 国民金融生活公庫総合研究所 [2007]『新規開業企業の成長と衰退』勁草書房。
- 21 松岡真宏 [2015]「わが国の開業率の低さは真実で問題なのか?」『FRONTIER・EYES』第10号, 8月。
- 22 松嶋英機 [2014]「地域企業の事業再生」『事業再生と債権管理』第28巻3号, 10月。
- 23 松嶋英機, 横山兼太郎 [2013]『ゼロからわかる事業再生』きんざい。
- 24 南賢一 [2013]「事業再生の変遷とこれからの立法的・実務的課題」[2013]『松嶋英機弁護士古希記念論文集・次代をリードする再生論』商事法務。
- 25 村山賢誌 [2014]「中小企業の経営改善は進むか～経営革新等支援機関に対する期待とその課題」『中小企業支援研究』創刊号, 3月。
- 26 森浩志 [2014]「私的整理手続の現状と経営者保証ガイドラインの適用事例」『事業再生と債権管理』第28巻3号, 10月。
- 27 山本和彦, 中西正, 笠井正俊, 沖野眞己, 水元宏典 [2015]『倒産法概説(第2版補訂版)』弘文堂。
- 28 与信管理協会 [2014]『与信管理入門』きんざい。
- 29 リスクモンスター [2015]『与信管理論(第2版)』: 商事法務。

(2016.1.20 受稿, 2016.2.24 受理)

## [抄録]

倒産という言葉は法律上厳密に定義された言葉ではなく慣用語である。我が国では歴史的な背景から倒産に対するネガティブなイメージが強く、その実態や現状について正しい理解が進んでいるとは言い難い状況にある。中小企業経営者の高齢化が急ピッチで進行しており、産業・企業の新陳代謝の促進は我が国経済にとって待ったなしのテーマとなっている。企業の市場退出、事業再生の仕組としての倒産制度は起業促進策との両輪として強化されるべきである。

本稿では、倒産に関する先行研究を整理すると共に、倒産制度の現状分析と課題抽出を近江商人の心得である「三方よし（売手よし、買手よし、世間よし）」の視点から行い、現状の倒産制度が効率的に機能していない実態を明らかにすると共に、改善のための各分野にわたる横断的な政策パッケージの必要性を示した。